

海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 海岸法施行令（昭和三十二年政令第三百三十二号）（抄）	1
○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）	4
○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）	6
○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第百三十七号）（抄）	7
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	9

改正案	現行
<p>（海岸保全基本計画に定める事項）</p> <p>第一条の二 法第二条の三第一項の海岸保全基本計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>二 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 海岸保全施設の施設又は改良に関する次に掲げる事項</p> <p>（1） 海岸保全施設の施設又は改良しようとする区域</p> <p>（2） 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>（3） 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>ロ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する次に掲げる事項</p> <p>（1） 海岸保全施設の存する区域</p> <p>（2） 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>（3） 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>（海岸管理者の権限の代行）</p> <p>第一条の五 法第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて行う権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により海岸保全施設の整備に関する案を作成し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずること。</p> <p>三、十二 （略）</p> <p>十三 法第十四条の二第一項の規定により操作規則を定め、及び同条</p>	<p>（海岸保全基本計画に定める事項）</p> <p>第一条の二 法第二条の三第一項の海岸保全基本計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 海岸の保全に関する次に掲げる事項</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>二 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 海岸保全施設の整備しようとする区域</p> <p>ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>（海岸管理者の権限の代行）</p> <p>第一条の五 法第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて行う権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条の三第四項の規定により海岸保全施設の整備に関する案を作成し、及び同条第五項の規定により必要な措置を講ずること。</p> <p>三、十二 （略）</p>

第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を聴くこと。

十四 法第十四条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により操作規程を承認し、及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を聴き、又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により法第十条第二項に規定する者と協議すること。

十五（二十三）（略）

二十四 法第二十一条の二の規定により勧告し、又は公表すること。

二十五 法第二十一条の三第一項又は第二項の規定により必要な措置を命ずること。

二十六 法第二十一条の三第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十七（三十六）（略）

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示された区域を除く。）につき、同条第三項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十九号、第三十号及び第三十五号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

3 主務大臣は、第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければ

十三（二十一）（略）

二十二（三十一）（略）

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示された区域を除く。）につき、同条第三項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

3 主務大臣は、第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

ばならない。

(損失補償の裁決申請手続)

第四条 法第十二条の二第三項（法第十八条第八項、第二十一条第四項、第二十一条の三第四項及び第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

(損失補償の裁決申請手続)

第四条 法第十二条の二第三項（法第十八条第八項、第二十一条第四項及び第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第七条第一項の被災地方公共団体の長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第十六条第一項において同じ。）、第二十九号、第三十号若しくは第三十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体の長に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>5（略） （第一号法定受託事務）</p>	<p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第七条第一項の被災地方公共団体の長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第十六条第一項において同じ。）、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体の長に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>5（略） （第一号法定受託事務）</p>

第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号、第十三号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで、第三十一号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）から第三十三号まで及び第三十五号並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十五号、第三十一号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第三十二号又は第三十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（復興海岸工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九條第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十九号、第三十号若しくは第三十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（復興海岸工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九條第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。</p> <p>5（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行） 第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第四十八条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九項から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第二十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行） 第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第四十八条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九項から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第二十五条第一項において同じ。）、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。</p>

5
(略)

(第一号法定受託事務)

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わって行う第二十二條において準用する第二十一條第二項に規定する権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号、第十五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで、第三十一号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)から第三十三号まで及び第三十五号並びにこの政令第二十二條において準用する第二十一條第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第二十二條において準用する第二十一條第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十五号、第三十一号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第三十二号又は第三十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

5
(略)

(第一号法定受託事務)

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わって行う第二十二條において準用する第二十一條第二項に規定する権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第二十二條において準用する第二十一條第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第二十二條において準用する第二十一條第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）</p> <p>第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第一号、第十二号、第十五条、第十六条、第二十二号、第二十五号、第三十一号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第三十二号又は第三十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）</p>	<p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）</p> <p>第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）</p>
<p>大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五</p>	<p>大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

年政令第二
百三十七号

一号（海岸協力団体の届出の受理に係る部分を除く。）、第三十二号又は第三十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）

年政令第二
百三十七号

の届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）